



萩市立三見小中学校 部活動方針

令和元年10月1日

萩市立三見小中学校

目 次

- 1 本方針策定の趣旨
- 2 部活動のねらい
- 3 活動内容
 - (1) 活動時間
 - (2) 早朝トレーニング
 - (3) 休養日
 - (4) テスト期間中の練習
 - (5) 服装
- 4 設置する部活動及び活動形態
 - (1) 設置する部活動
 - (2) 活動形態
- 5 指導者
- 6 安全管理と事故防止
 - (1) 施設・設備用具等の安全点検と指導
 - (2) 健康状態の把握・天候や気象を考慮した指導
 - (3) 事故発生時の対応
- 7 対外試合
 - (1) 対外試合への参加
 - (2) 自家用車への同乗
 - (3) 傷害保険
- 8 部活動検討委員会
- 9 その他

1 本方針策定の趣旨

学校が部活動を設置・運営することは法令上の義務とはされていないが、現状では、ほとんどの中学校で部活動が設置されており、本校においても、「部活動」が学校教育の一環として行われ、運動習慣の確立や生徒の自主性の伸長等、大きな成果をあげている。

しかし、その一方で、部活動の活動が長時間にわたったり、適切な休養日が十分に設定されていなかったりすることが全国的に問題となっており、平成30年度、国において生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活等の確保、及び教員の働き方改革の観点から、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。また、それらのガイドラインに沿って県、市においても「部活動の在り方に関する方針」が策定された。

このことを受けて、本校においても、国や県、市が策定したガイドライン等に従って、本校における部活動の方針について明確に示し、生徒にとってより一層有意義な活動とするため、「萩市立三見小中学校 部活動方針」（以下、方針という。）を定めることとした。

2 部活動のねらい

部活動は、共通の興味・関心をもった生徒が自主的・自発的な取組を行うことで、目的意識をもった充実した生活を送るだけでなく、異年齢による交流の中で、社会性や公共心を育むことができ、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる活動である。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われるものである。

3 活動内容

(1) 活動時間

	1学期始業 ～8月31日	9月～ 新人大会	新人大会～ 勤労感謝の日	勤労感謝の日 ～1月	2月	3月～ 1学期始業
部活動	18:00	17:50	17:10	17:00	17:10	17:50
総下校	18:10	18:00	17:20	17:10	17:20	18:00

(注) 10月については、新人大会を区切りとして時間を移行する。

1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

【留意事項】

大会やコンクール等の前に、技能の向上のために、3時間を超える活動時間が必要となる場合には、活動中に適宜休憩時間を設定するなど生徒の健康状態に十分に配慮した上で、校長が許可した場合に実施することができる。

(2) 早朝トレーニング

- ・ 活動時間 中学部 7：30～7：45。小学部 7：40～7：45。
- ・ 週番、購買当番を優先するが、参加できる時間まで参加する。
- ・ 並列禁止、無言で走る。
- ・ 朝練に参加しない場合には、部活動・体育等への参加は要相談とする。
- ・ 夏場等は汗の処理等を考えて、早めに切り上げることもある。
- ・ 朝の学活（8：15）までには、制服に着替える。

(3) 休養日

- ① 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。

※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

- ② 中体連又は中文連等が主催もしくは共催する大会やコンクール等の前に、数週にわたって休日（土・日・祝日）に連続した活動が必要となる場合には、校長の許可を得なくてはならない。校長が許可を与えるにあたっては、連続した活動が恒常的な計画とならないよう配慮するとともに、通常の平日や大会後にまとめて休養日を設定するなど、生徒の健康やバランスのとれた学校生活へ十分に配慮すること。

- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
なお、学校閉庁日及び年末年始は原則休養期間とする。

- ④ 各部活動により平日の休養日等が異なるため、各部活動から配付される「練習計画表」で確認する。

(4) テスト期間中の練習

中間テスト・期末テストについては、原則として1週間前より活動中止とする。

(5) 服装

部活動中の服装については、ユニフォームまたは体操服とし、校長が許可した場合練習着等を認める。部活時の登下校については制服またはユニフォーム、体操服等とする。

4 設置する部活動及び活動形態

(1) 設置する部活動

設置する部活動は、軟式野球部(男女)・ソフトテニス部(男女)・陸上競技部(男女)とする。部活動の新設・廃部等については部活動検討委員会で協議する。

なお、野球部については、新入生の入部希望者が0名の年度に募集を停止する。(部活動検討委員会での決定事項)また、合同チームが組めないなどの諸問題が生じた場合も部活動検討委員会において募集停止を検討する。

(2) 活動形態

部活動の加入については、任意加入とするが、いずれかの部に入部することが望ましい。

5 指導者

原則として本校職員があたる。顧問が不在のときは、学校にいる職員が当たる。

部活動によっては、外部指導者や部活動指導員が入る場合がある。

6 安全管理と事故防止

(1) 施設・設備用具等の安全管理と指導

① 校長及び部活動顧問は、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策を行い、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(熱中症・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

② 部活動顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒の主体的な取組を促し、生徒がバーンアウトすることなく、生徒一人ひとりがそれぞれの目標を達成できるよう、合理的でかつ効率的・効果的な指導を積極的に導入し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 健康状態の把握・天候や気象を考慮した指導

① 健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては無理をさせず、活動内容を制限するか、その日の活動を休んで帰宅させるなど適切な対応をとる。担任や養護教諭、保護者等との連絡を密にし、既往症のある生徒については、医師の指示に従うとともに、健康状態について常に把握しておく。

② 活動時の暑熱環境や気象条件に留意する。特に高温・多湿下においては、暑さ指数(WBGT)を参考に活動を行う。適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症事故の防止に十分留意する。「高温注意情報」が発令された地域や時間帯での活動は、原則中止とする。

なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

- ③ 気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）における安全確保や適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒が自ら身の安全を守るための知識や行動を身につけることができるよう指導する。

（３）事故発生時の対応

事故発生時の対応については、危機管理マニュアル等をもとに、迅速・的確に全教職員の協力や関係機関との協力を得るなどして組織的に対応する。

7 対外試合

（１）対外試合への参加

各部が競技会に参加しようとするときは、校長の承認を要する。

（２）自家用車への同乗

対外試合等、目的地への移動手段として、公用車や公共交通機関、貸切バス等の利用が困難な場合（会場の場所、試合開始時間、人数等）、教職員や保護者の自家用車を公用車扱いとして移動する。

なお、保護者には、年度当初にあらかじめ同乗許可書を取っておくこととする。

（３）傷害保険

部活動が原因での障害や病気が発生した場合は、規定された独立行政法人・日本スポーツ振興センター法の範囲内で医療費の適用が受けられる。

8 部活動検討委員会

部活動に関しての諸問題を協議する場合は、学校・保護者の代表からなる部活動検討委員会を開催する。

9 その他

本方針は令和元年10月1日から施行する。